

令和8年度第1回青梅市スポーツ振興審議会
～会議録～

日 時

令和8年5月28日(木) 午後2時00分～3時40分

会 場

青梅市役所2階災害対策本部室

出席者

(委 員)

山本会長、杉山副会長、神尾委員、後藤委員、市川委員、小花委員、
木村委員

(事務局)

橋本教育長、布田部長、中村課長、鈴木係長、久保田係長、白井主任

欠席者

(委 員)

渡邊委員、早瀬委員

傍聴者 なし

進行:中村課長

委嘱状交付

橋本教育長より各委員へ委嘱状の交付

傍聴および議事録について中村課長説明

中村課長が会議の成立を宣言し開会

1 あいさつ

橋本教育長

2 自己紹介

・審議会委員が順番にあいさつ

- ・事務局職員が順番にあいさつ

3 正副会長の選出

会 長 山 本 浩 委 員

副会長 杉山 裕之 委員

・青梅市スポーツ振興審議会条例第6条の規定により、以後の議長は山本会長がおこなう。

4 諮問について

- ・橋本教育長から山本会長へ諮問書を読み上げ渡す。

5 報告事項

事務局より一括して説明

- (1) 令和7年度青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等の結果について(資料1)

取り崩し金額は令和6年度に比べ、大会出場報償事業や表彰対象者が増加した事に伴い、増額したが、収入において、ふるさと納税が大幅に増加し、年度末の基金の額は年度当初より増額した。

- (2) 令和8年度スポーツ推進事業について(資料2-1、2-2)

令和8年度のスポーツ推進課の主要事業やスポーツ施設について説明。

第2期青梅市スポーツ推進計画に沿い、スポーツ実施率 70%以上を目標として様々な事業を実施する。青梅マラソン大会やスポーツDAY青梅等従来からの事業に加え、今年新たな取組として、e スポーツ交流会・大会および笹川スポーツ財団と協働し、東京都の障害者スポーツ振興における施設ネットワーク実践研究を実施する。

歴史ある事業を着実に、また新たな視点も取り入れ、日常の中に「スポーツ」をさらに身近な存在として根付かせ、誰もが健康的で生き生きと生活できるよう、昨年よりも充実した事業を実施していく。

スポーツ施設の整備内容(総合体育館のLED化や青梅スタジアムの室内練習場等解体工事、青梅エクストリームスポーツパークの開閉式サンシェード修繕等)を説明。

6 協議事項

青梅市における受益者負担と公費負担のあり方に関する指針にもとづくスポーツ施設使用料の見直しについて(資料3)

資料に沿い、見直しの経過、料金改定の規準、改定時の上限等を説明。

[質疑応答]

委員：改定の上限について、現行の料金を2倍にしても、近隣市町村と乖離があり、青梅市の使用料が圧倒的に安い場合、2倍以上にするのか。

事務局：2倍が上限。それ以上、増額改定することはない。

委員：この協議について、見直しそのものの協議か、見直すことは前提で内容についての協議か。

事務局：市として全体的に見直しの必要があると判断し、見直すことについては決定している。このまま条例改正に向け事を進めて良いかを協議いただきたい。

委員：改定までの大まかなスケジュールを教えてください。

事務局：市の様々な部署が改定について検討しており、まとめて市議会へ報告し、条例改正となる。具体的なスケジュールが確定したらお知らせする。原則、年度内に見直し案を定め、来年度以降運用の予定。

委員：市外在住者と差別化と記載があるが、団体利用で構成員が市外、代表者のみ市民の場合、市内料金になるのか。

事務局：施設利用の団体登録の規定において、団体の構成員の過半数が市民の場合、市内団体となる。

[意見]

・改定に関する説明について、改定内容だけでなく、改定することでどうなるのか、今まで改定せず抑えてきたこと等、背景をもっと説明した方が説得力がある。

・使用料が上がりすぎると、市民の負担が大きくなるのでよく検討いただきたい。

7 諮問事項

青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助および表彰について
(別紙1、別紙2)

事務局より説明

各種援助申請一覧および表彰候補者一覧について

[質疑応答]

委員：大会運営事業について、近隣市町村在住者が対象に含まれているが、市民以外も対象としていいのか。

事務局：参考資料の3「青梅市スポーツ振興基金条例施行規則」に記載の通り、対象は市内全域かつ広く市民（在勤・在学を含む）が前提条件であり、市外も対象に含まれても問題ないが、援助の上限額について、市民が参加者の半数以上の場合、50,000 円、市外が半数以上の場合、半額の25,000円となる。

委員：普及推進事業や大会運営事業の対象の記載方法について、市内在住・在勤・在学と市内在住、どちらも対象となるのであれば、揃えた方がいいのでは。

事務局：対象となることは、事務局が申請者に聞き取りし確認が済んでいる。別紙1については、申請書の内容をそのまま記載しているが、記載方法が違うと分かりづらいため、申請書の書き方を統一できるようにする。

8 その他

次回の審議会は臨時会を開催予定。

※ 参考資料

青梅市スポーツ振興審議会条例（参考1）

青梅市スポーツ振興基金条例（参考2）

青梅市スポーツ振興基金条例施行規則（参考3）

青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰基準（参考4）

青梅市スポーツ振興審議会の会議の公開に関する取扱要綱（参考5）